平成２９年（フ）第９４号
北海道苫小牧市白金町２丁目14番15号グランデ白金Ａ205
債務者　川端留美子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２３８号
新潟市東区紫竹４丁目21番43号
債務者　高橋　正広
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４８号
新潟市中央区西堀前通５番町760番地１
アーバンハウス1001号
債務者　加藤　仁志
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５０号
新潟市北区松浜みなと２番14号
債務者　中村　忠義
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２９号
石川県七尾市藤橋町申部29番地２　船本アパート１号
債務者　長尾　明美
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第１４３号
福井県鯖江市柳町２丁目１番15号　柳町第１マンション．５
債務者　福森　秀一
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
福井県鯖江市柳町２丁目１番15号　柳町第１マンション．５
債務者　福森とみ子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
福井県鯖江市舟津町２丁目４番６－１号
債務者　村中喜代美
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５３号
福井市茱崎町第13号76番地
債務者　三岡　洋一
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
山梨県大月市大月１丁目６番11号
債務者　中込　梨沙（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
長野県岡谷市南宮１丁目２番31号
債務者　小口　利明
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５５号
長野県諏訪市大字豊田3467番地２　中道荘７号
債務者　小林　　繁
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３５号
長野県伊那市西春近6464番地４
債務者　北林可奈子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第９６号
静岡県富士市三ツ沢805番地の１
債務者　横尾　俊博
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１３２号
三重県鈴鹿市神戸１―19―５　ラ・クアドリフォリオ101、住民票上の住所三重県四日市市小古曽５丁目28番10号
債務者　山田　純香
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３５号
三重県鈴鹿市寺家町1010番地の９
債務者　光本久美子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３６４号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目３番12号
債務者　田中　益子
1　決定年月日時　平成29年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係